

第 5675 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月22日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇧ 配偶者の相続税額の軽減と小規模宅地等の評価減

Q：相続でもめて、遺産分割がまとまらず申告書を提出します。この場合、配偶者の相続税額の軽減と小規模宅地等の評価減はいつまでに申告書を提出すれば認められますか？

A：配偶者の相続税額の軽減は相続税の申告期限後5年、小規模宅地等の評価減は分割が行われてから4月を経過する日までとなっています。

【解説】

「配偶者の相続税額の軽減」も「小規模宅地等の評価減」も原則として、相続税の申告期限までに分割が確定していなければ適用が受けられず、例外的に、提出期限から3年以内(この期間内に分割されなかったことについて、相続又は遺贈に関し訴えが提起されたことその他やむを得ない特定の事情がある場合で、税務署長の承認を受けたときは、分割できることとなった日の翌日から4月以内)に分割された場合には、その分割された財産について適用することが認められています。

ところで、配偶者の相続税額の軽減と小規模宅地等の評価減を認めてもらうには、いつまでに申告書(更正の請求)を提出しなければならないかですが、これについては、配偶者の相続税額の軽減は相続税の申告期限後5年、小規模宅地等の評価減は分割が行われてから4月を経過する日までとなっています。

